

一般拠出金の率が平成26年4月1日から
0.02/1000 に引き下げられます

一般拠出金率を改正する環境省告示が公布され平成26年4月1日から、一般拠出金率を0.05/1000から0.02/1000に引き下げられることとなりました。

一般拠出金については、申告事由(年度更新、委託解除など)が生じた時点により、適用される率が定まることとなるため、平成26年度の年度更新時における一般拠出金算定の取扱いは以下のとおりとなります。

★注意★ 旧拠出金率(0.05/1000)となる場合があります。

① 委託事業継続の取扱い

申告事由が年度更新(新年度)であるため、平成25年度の賃金総額に**新拠出金率(0.02/1000)**を乗じた額。

② 平成25年度中に、事務組合委託事業場が委託替え、あるいは委託解除により個別事業場となった、または廃止などにより委託解除となった場合などの取扱い

申告事由が廃止(旧年度)となるため、平成25年度の委託替え(委託解除)等の時点までの賃金総額に**旧拠出金率(0.05/1000)**を乗じた額。

なお、委託替え等以降事業が継続している場合については、委託替え等以降の部分は平成25年度の賃金総額に**新拠出金率(0.02/1000)**を乗じた額。

《図 解》

